

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する  
規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する  
訓令

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、引用条文の規定の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>○川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程<br/>平成29年3月30日教委訓令第5号<br/>(第1条 略)</p> <p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)</p> <p>第2条 条例第3条の任命権者が定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p> <p>(以下 略)</p> | <p>○川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程<br/>平成29年3月30日教委訓令第5号<br/>(第1条 略)</p> <p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)</p> <p>第2条 条例第3条の任命権者が定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p> <p>(以下 略)</p> |